

## 別紙1（第3条関係）

### 経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」 の使用資格要件

#### （趣旨）

1 本要件は、経済戦略局「VRゴーグル、VRゴーグル用コンテンツ、付属機器ならびに掲示物」貸出及び使用要領（以下「要領」という。）第3条第2項の規定に基づき、要領第3条第1項第3号に該当する者（以下「申請者」という。）の使用資格要件及び留意事項を定める。

#### （申請者の要件）

- 2 申請者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
- （1）要領第2条第2項に該当する「空飛ぶクルマ」の社会受容性の向上を目的としたイベント（以下「イベント」という。）を実施する法人であること。
  - （2）イベントの実施に当たり、申請内容の管理、VRゴーグル等の管理（受領、保管、搬送、返却、衛生対策、安全対策、事故時の対応を含む。）及び経済戦略局（以下「当局」という。）との連絡調整を行う責任者（以下「責任者」という。）を1名以上定めること。
  - （3）要領及び当局が別途指示する条件を遵守できること。

#### （反社会的勢力の排除）

- 3 申請者は、次の各号のいずれにも該当しないこと。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - （2）反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に資金若しくは便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

#### （実施場所及び実施内容の適合）

- 4 イベントの実施場所は、原則として大阪市域内とする。ただし、当局が認める場合はこの限りでない。イベントの内容は、営利目的（特定の商品・役務の販売促進又は申請者の営業活動を主たる目的とするものを含む。）を主たる目的としないこと。

#### （成果物の提出等）

- 5 申請者は、イベントの実施後、当局が求める場合は、実施概要及び周知・広報の実施状況が分かる成果物（ポスター、ちらし、掲示物の写真、告知ページの写し

等)を提出すること。

(個人情報の取扱い)

- 6 前項の成果物に個人が識別され得る情報が含まれる場合は、本人同意を得る、又は写り込み部分の加工等により識別できない措置を講じること。

(資格確認)

- 7 当局は、申請者に対し、前2から4項各項の要件を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(変更届)

- 8 申請内容に変更が生じた場合(実施場所、実施日時、責任者、実施内容等を含む。)は、申請者は速やかに当局に申し出て、その指示に従うこと。